KAIZEN 啓源
www.kaizencpa.com
TRUST CAN ONLY BE EARNED

KAIZEN CPA LIMITED
啓源公認会計士事務所
Rooms 2101-05, 21/F., Futura Plaza
111 How Ming Street, Kwun Tong, Hong Kong
香港クントン巧明街111号富利広場21階2101-05室
T: +852 2341 1444
E: info@kaizencpa.com

ケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップ設立の手続きと費用

ケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップ(Exempted Liability Partnership、以下「ELP」という)とは、ケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップ法(改正)(Cayman Islands Exempted Limited Partnership Law)に基づき設立される ELP を指します。

当事務所はケイマン諸島において資本金が 50,000 米ドル以下である ELP を設立するサービス費用は 6,350 米ドル(約 826,000 円)です。その費用にはケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップ法に要されるケイマン諸島の登録代理人及び登録住所(1 年間)、モデルパートナーシップ契約書、設立の際にケイマン諸島会社登記所に支払うべき設立料、及び会社設立書類一式が含まれています。要するに、当パッケージは、ケイマン諸島において ELP を設立するのに必要な各費用を含んでいます。

ケイマン諸島 ELP を設立する際に、クライアント様は予定の会社名(英語又は中国語と英語の併記)、資本金額、メンバー(パートナー)やマネージャーとなる者の身分証明書類(例えば、個人のパスポート又は法人の設立証明書、株主名簿、取締役名簿等の会社文書)、住所証明書類(公共料金領収書又は銀行取引明細書等)を提供する必要があります。詳細は本見積書の第 5 節をご参照ください。

一般的に、ケイマン諸島 ELP の設立を完了するには約 20 営業日かかります。至急対応サービスを利用する場合、最短 5 営業日以内に完了できます。

ケイマン諸島 ELP は設立後の翌年から、毎年 4,150 米ドル(約 540,000 円)の年間維持費用を支払う必要があります。年間維持費用は毎年 11 月 30 日前に支払わなければなりません。当事務所はクライアント様の振込みのために、2 ヶ月前に年間維持事項を電子メールにてクライアント様に通知します。

当事務所はケイマン諸島政府による設立費用の調整に応じて本見積書の費用を変更する可能性があります。設立及び関連するサービス費用は当事務所の最終的な見積書を基準とします。

SHENZHEN 深セン
Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海
Room 603, 6/F., Tower B
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場B棟6階603室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京
Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

SINGAPORE シンガポール
138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
セシルストリート138号
セシル·コート13階1302室
郵便番号: 069538
T: +65 6438 0116

TAIPEI 台北
Room 303, 3/F., 142 Section 4
Chung Hsiao East Road
Daan District, Taipei
Taiwan 10688
台湾台北市大安区忠孝東路四段
142号3階303室
郵便番号: 10688
T: +886 2 2711 1324

NEW YORK ニューヨーク
202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
米国ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン
Room 319, 3/F., One Elmfield Park
Bromley, Greater London
BR1 1LU, UK
英国グレーター・ロンドンブロムリー
フィールドパーク1号3階319室
郵便番号: BR1 1LU
T: +44 20 8176 3860

1. 設立サービスと費用

当事務所が代理してケイマン諸島 ELP を設立するサービス費用は 6,350 米ドル（約 826,000 円）です。その費用は、資本金が 1 米ドルであり、且つモデルパートナーシップ契約書を採用している ELP に適用されます。

具体的には以下の通りです。

（1） ケイマン諸島 ELP の設立についてコンサルティング及びアドバイス
（2） 類似商号調査、商号予約申請
（3） ELP 設立文書及びフォーム（モデルパートナー契約書を含む）の作成
（4） ELP 設立の当該年度のライセンス費用
（5） ELP 設立の当該年度の登録代理人及び登録住所
（6） ジェネラル・パートナー（GP）の設立証明書及び存続証明書の認証
（7） 最終受益者名簿の初回登録
（8） 雑費

上述の費用は 2 名以下のパートナー（メンバー）の ELP に適用されます。パートナーが 2 名以上である場合、当事務所はパートナー1 名増ごとに 200 米ドルの設立サービス費用を別途請求します。

ELP を設立する際に、啓源はモデルパートナーシップ契約書のみ提供します。その後、パートナーはパートナーシップ契約書の変更を決定することができます。決定する場合、クライアント様は変更後のパートナーシップ契約書を当事務所に提供する必要があります。

上述の費用には書類の郵便料が含まれません。香港、シンガポール、台湾及び中国大陸以内の郵便サービスは無料で提供します。

2. オプションサービス

順番	サービス項目	費用（米ドル）
1	中国語の会社名称	400
2	現任取締役の在職証明書（Certificate of Incumbency）	600
3	非課税証明書（Tax Exemption Certificate）	別途相談
4	存続証明書（Certificate of Good Standing）	600
5	経済的実体の報告(economic substance reporting)	別途相談
6	ケイマン諸島銀行口座開設の紹介サービス（備考 1）	別途相談
7	公認会計士による認証（1 セットにつき）	100
8	会社設立書類の認証・公証	別途相談

Copyright 著作権所有 © 2002-2022 Kaizen 啓源

備考:

(1) 当事務所は口座開設を支援するのみです。銀行は口座開設申請を承認又は拒否する権利があります。当事務所がその口座開設を支援する銀行はケイマン諸島にあります。具体的に、当事務所は連絡係を務め、銀行口座開設に必要な書類についてクライアント様にアドバイスを提供し、一部の必要な書類(例えば、会計士による認証済設立書類)を作成し、クライアント様を代理して銀行に書類を提供します。当事務所は、香港又はシンガポールでの銀行の口座開設を支援することができます。詳細について当事務所のコンサルタントにお問い合わせください。

3. 支払条件

当事務所は予めサービス費用の全額を受け取ってから設立手続きを始めます。クライアント様は依頼を確認した後、啓源はクライアント様の振込みのために、設立サービス費用の請求書を発行し、振込先銀行の情報と共にをクライアント様に送付します。

この見積書の費用は税抜金額です。クライアント様は当事務所の発行する(中国大陸及び台湾)発票が必要な場合、当事務所は現地の税法に基づき増値税又は営業税を別途請求します。

4. 所要時間

一般的に、当事務所は 14～20 営業日以内にケイマン諸島 ELP の設立手続きを完了することができます。具体的には以下の通りです。

順番	内容	所要日数
1	クライアント様は必要な書類を提供する。	クライアント様による
2	啓源はデューデリジェンスを行い、書類を審査する。	7
3	啓源は類似商号調査、商号予約申請を行う。	1
4	啓源は ELP 設立書類及びフォームを作成し、クライアント様(パートナー)が書類に署名することを手配する。	3
5	啓源は ELP 設立書類をケイマン諸島会社登記所に提出する。	1
6	ケイマン諸島会社登記所は設立証明書を発行する。	7
7	啓源は会社設立書類をクライアント様の指定した住所に郵送する。クライアント様は啓源のいずれかの事務所へ書類の取得にお越しすることができる。	郵便時間による
	合計:	**20 日**

Copyright 著作権所有 © 2002-2022 Kaizen 啓源

5. 必要な書類

ELP を設立するには、クライアント様は以下の書類を提供する必要があります。

(1) 記入済み設立委託書フォーム(クライアント様が委託を確認する際に、当事務所は当該フォームを提供する)
(2) デューデリジェンス覚書に記載されている書類(添付表 1)
(3) デューデリジェンス・アンケート(添付表 2)

6. 登記書類一式(登録完了後得られる法的書類)

ケイマン諸島 ELP 設立後、当事務所は以下の書類をクライアント様に渡します。これにより、ELP の設立手続きが既に完了し、クライアント様がその ELP の名義で事業活動を行うことを証明します。

(1) ケイマン諸島 ELP の設立証明書
(2) 初回パートナー会議の議事録又は書面決議書
(3) 登録されたセッション 9 宣言書(Section 9 Statement)1 通
(4) モデルパートナーシップ契約書 1 通
(5) 署名印(signature chop)とシール(Common Seal)各 1 個

7. 維持費用

資本金が 50,000 米ドル未満である ELP を例として、設立後の翌年から毎年の維持費用は 4,150 米ドル(約 540,000 円)です。その費用には、1 年度のライセンス費用、登録住所、登録代理人、年次申告書の提出が含まれます。年間維持費用は毎年 10 月に支払う必要があります。上述の年間維持費用は経済的実体の報告サービスを含みません。経済的実体の報告の費用はケイマン諸島会社の具体的な業務により異なります。

当事務所は年間維持費用のお支払期限の 2 ヶ月前に(即ち毎年 9 月 1 日前に)翌年度の年間維持費用に関する通知を電子メールにて送付します。10 月 31 日までに当事務所の通知書が届いていない場合には、当事務所の担当者にお問い合わせください。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール:info@kaizencpa.com, enquiries@kaizencpa.com
固定電話: +852 2341 1444
携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614
ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140
Skype: kaizencpa
公式ウェブサイト:www.kaizencpa.com

Copyright 著作権所有 © 2002-2022 Kaizen 啓源